

(資産の継続貸付け)

- 16 改正法附則第5条第4項《資産の貸付けの税率等に関する経過措置》に規定する「施行日前から施行日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合」とは、その貸付けに係る資産の借借人への貸付けのための引渡しが行われ、かつ、施行日以後も引き続き貸付けを行っている場合をいうことに留意する。